

島根県後期高齢者医療広域連合告示第2号

島根県後期高齢者医療保険料滞納者に対する措置の取扱要綱を次のように定める。

平成20年3月27日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬



島根県後期高齢者医療保険料滞納者に対する措置の取扱  
要綱（島根県後期高齢者医療有効期限短縮被保険者証及  
び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の一時差止  
め及び保険料への控除に関する事務の取扱い）

平成 20 年 3 月 27 日

告示第 2 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条 第 4 条）

第 2 章 短期保険証の交付事務（第 5 条 第 9 条）

第 3 章 資格証明書の交付事務（第 10 条 第 18 条）

第 4 章 保険給付の一時差止め及び保険料への控除事務（第 19 条 第 25 条）

第 5 章 補則（第 26 条・第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）を滞納している被保険者に対し、島根県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する措置に関する事務の取扱いについて定めることにより、滞納保険料の納付の促進を図り、もって島根県後期高齢者医療事業の健全な運営及び保険料負担の公平の確保に資することを目的とする。

（滞納者）

第 2 条 この要綱において「滞納者」とは、納付義務者でその納付すべき保険料を納期限までに納付しない者をいう。

（措置）

第 3 条 滞納者に対し、講ずる措置は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確法規則」という。）第 20 条第 2 項の規定に基づき実施する有効期限を短縮した後期高齢者医療被保険者証（以下「短期保険証」という。）の交付

- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 54 条第 4 項の規定に基づく被保険者証の返還及び同条第 7 項の規定に基づく被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付
- (3) 法第 92 条第 1 項の規定に基づく保険給付の全部又は一部の支払の一時差止め
- (4) 法第 92 条第 3 項の規定に基づく一時差止めに係る保険給付の額からの滞納している保険料相当額の控除

（滞納情報の引継ぎ）

第 4 条 被保険者が、広域連合の区域内において、その住所を変更した場合も、広域連合区域内において既に生じている滞納情報を引継ぎ、前条各号の措置を講ずるものとする。

## 第 2 章 短期保険証の交付事務

（短期保険証の交付）

第 5 条 前年度以前の保険料を滞納している滞納者に対し、有効期間が 3 箇月の短期保険証を交付する。ただし、第 10 条第 1 項の規定により資格証明書を交付する者を除く。

- 2 前項の措置を実施するときは、広域連合及び市町村後期高齢者医療担当課（以下「市町村担当課」という。）において短期保険証・資格証明書交付に係る調査書（様式第 1 号）を作成し、措置対象者を抽出する。
- 3 第 1 項の措置を実施するときは、あらかじめ対象となる滞納者に対し、当該措置を実施する旨を後期高齢者医療来会のお知らせ（様式第 2 号）により通知するものとする。

（短期保険証の有効期間）

第 6 条 前条第 1 項の短期保険証の有効期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 第 1 次交付分 8 月 1 日から 10 月 31 日まで
- (2) 第 2 次交付分 11 月 1 日から 1 月 31 日まで
- (3) 第 3 次交付分 2 月 1 日から 4 月 30 日まで
- (4) 第 4 次交付分 5 月 1 日から 7 月 31 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、納付状況を確認する必要があるときその他必要があると認められるときは、別の期間を定めることができる。

(更新の手続)

第7条 短期保険証の更新の手続は、原則として市町村担当課の窓口において行うものとする。

(対象者の管理)

第8条 広域連合及び市町村担当課は、第5条の対象者に係る短期保険証・資格証明書交付台帳(様式第3号)を作成し管理する。

(短期保険証の解除)

第9条 第5条第1項の規定に基づき短期保険証の交付を受けている滞納者が、滞納している保険料を完納したときは、短期保険証を返還させるとともに被保険者証を交付するものとする。

### 第3章 資格証明書の交付事務

(資格証明書の交付)

第10条 各納期限から1年を経過する日までの間に保険料の納付がない滞納者に対し、被保険者証を返還させ、資格証明書を交付する。ただし、当該保険料の滞納につき高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第4条に規定する次の各号に掲げる特別の事情があると認められる場合及び保険料を滞納している被保険者が法第54条第4項に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる場合を除く。

- (1) 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主(以下この条において「滞納被保険者等」という。)がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- (2) 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- (4) 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- (5) 前各号に類する事由があったこと。

2 前項の措置を実施するときは、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項ただし書に該当する場合の確認は、当該被保険者からの特別の事

情に関する届出書(様式第4号)又は公費負担医療受給等に関する届出書(様式第5号)の提出により行うものとする。ただし、特別の事情に関する届出書による確認については、第18条に規定する後期高齢者医療資格証明書交付審査会でその適否の審査を行い、当該届出書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、結果を決定書(様式第6号の1)によって通知するものとする。

- 4 前項の確認は毎年度行うものとする。ただし、公費負担医療受給等に関する届出書によって確認した者で、当該給付の受給期間中のものを除く。

(資格証明書の有効期限)

第11条 前条第1項に規定する資格証明書の有効期限は、被保険者証の有効期限と同一とする。

(資格証明書の交付手順)

第12条 各納期限から11月の間保険料の納付がない滞納者(第10条第1項ただし書に該当する者を除く。)に対し、あらかじめ後期高齢者医療来会のお知らせにより被保険者証の返還を求める旨及び資格証明書の交付の対象となる旨を通知するとともに、第10条第3項に規定する届出書を送付するものとする。

- 2 前項の届出書の提出は、発送日の翌日から起算して14日を経過する日(当該経過する日が土曜日、日曜日又は休日であるときは、その翌日)までに提出しなければならない。

- 3 各納期限から1年の間保険料の納付がない滞納者(第10条第1項ただし書に該当する者を除く。)に対し、後期高齢者医療弁明の機会付与通知書(様式第7号)により、通知書の発送日の翌日から起算して14日を経過する日(当該経過する日が土曜日、日曜日又は休日であるときは、その翌日)までに弁明書(様式第8号)を提出することができる旨を通知するものとする。

- 4 前項の規定により弁明書の提出があったときは、後期高齢者医療資格証明書交付審査会で処分の適否を審査し、当該弁明書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、結果を決定書(様式第6号の2)によって通知するものとする。

- 5 前項の審査の結果、当該処分が正当であると認められる場合及び提出期限

までに弁明書の提出がなかった場合は、被保険者証返還命令通知書（様式第9号）により、被保険者証の返還を命ずるものとする。この場合において、当該返還の期限は、次に掲げる日とする。

- (1) 処分が正当であると認められた場合 第4項に規定する通知をした日から7日を経過する日
- (2) 弁明書の提出がなかった場合 当該弁明書の提出期限の属する月の末日

6 資格証明書の交付は、前項の命令により滞納者が被保険者証を返還したときに行うものとする。ただし、前項の返還期日までに当該滞納者が被保険者証を返還しない場合は、当該被保険者証の有効期限の満了をもって被保険者証は返還されたものとみなし、資格証明書を交付するものとする。

第13条 前条の規定にかかわらず、資格証明書の交付に関し、当該滞納者と合意が得られたときは、当該手続の期限を短縮し、資格証明書を交付することができる。

（資格証明書の更新）

第14条 資格証明書の更新日において、なお各納期限から1年を経過する保険料の滞納があるときは、当該資格証明書の適用を更新するものとする。

（被保険者証の返還命令の解除）

第15条 被保険者証返還命令通知書により通知を受けた滞納者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該返還命令を解除し、被保険者証又は短期保険証を交付するものとする。

- (1) 滞納者が滞納している保険料を完納したとき、又は滞納している保険料につきその額が著しく減少したとき。
- (2) 滞納者が滞納している保険料の一部を納付したうえ、残額についておおむね1年の間に解消される分割納付誓約書を提出し、誠実に納付すると認められたとき。
- (3) 第10条第1項ただし書きに該当すると認められたとき。

2 前項の規定により返還命令を解除するときは、当該滞納者に対し、被保険者証返還命令の解除通知書（様式第10号）により、その旨を通知するものとする。

( 資格証明書の解除 )

第 16 条 前条第 1 項の規定は、資格証明書の交付を受けた滞納者に関し、当該資格証明書の適用を解除する場合について準用する。

- 2 前項の規定により資格証明書の適用を解除するときは、当該滞納者に対し、被保険者資格証明書適用の解除通知書（様式第 11 号）により、その旨を通知するものとする。ただし、対象者の了解が得られたときは、被保険者証又は短期保険証の交付をもって、当該通知に代えることができるものとする。

( 対象者の管理 )

第 17 条 第 10 条の対象者の管理については、第 8 条の規定を準用する。

( 後期高齢者医療資格証明書交付審査会 )

第 18 条 この章及び第 4 章に規定する措置の適用に関し審議するため、後期高齢者医療資格証明書交付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、事務局長、課長、関係係長をもって組織する。

第 4 章 保険給付の一時差止め及び保険料への控除事務

( 保険給付の一時差止め )

第 19 条 各納期限から 1 年 6 月を経過する日までの間に保険料の納付がない滞納者から保険給付の申請があった場合、当該保険料の滞納につき第 10 条第 1 項各号に掲げる特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

( 保険給付の保険料への控除 )

第 20 条 資格証明書の交付を受けている被保険者で、前条の規定により保険給付の一時差止めがなされているものが、一時差止めの通知後、なお滞納している保険料を納付しない場合は、前条の一時差止めに係る保険給付の額から滞納している保険料相当額を控除することができる。

( 一時差止め及び保険料への控除の対象とする保険給付等 )

第 21 条 保険給付の一時差止め及び保険料への控除の対象とする保険給付は、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、特別療養費、入院時食事療養費（差額支給費）、入院時生活療養費（差額支給費）、移送費、葬祭費とし、その限度額は一時差止めを決定する時点で滞納している保険料相当額とする。

( 保険給付の一時差止め及び保険料への控除手順 )

第 22 条 第 19 条の規定により保険給付の一時差止めをしようとするときは、保険給付の支給決定後、直ちに当該一時差止めの対象となる滞納者に対し、後期高齢者医療給付一時差止通知書（様式第 12 号）によりその旨を通知するものとする。

2 第 20 条の規定により一時差止めに係る保険給付の額から滞納している保険料相当額を控除しようとするときは、高確法規則第 75 条の規定により、当該保険料への控除の対象となる滞納者に対し、後期高齢者医療保険料控除通知書（様式第 13 号）により次に掲げる事項を通知するものとする。この場合において、前項の通知日と当該通知書を送付する日との間に 2 月を置くものとする。

(1) 法第 92 条第 3 項の規定により一時差止めに係る後期高齢者医療給付の額から滞納額を控除する旨

(2) 一時差止めに係る後期高齢者医療給付の額

(3) 控除する滞納額及び当該滞納額に係る納期限

3 前項第 3 号に規定する納期限は、前項の通知書の発送日の翌日から起算して 20 日を経過する日とする。

4 保険料への控除の対象となる滞納者が、前項に規定する納期限から 7 日を経過する日以後、なお滞納している保険料を納付しない場合は、当該一時差止めに係る保険給付の額から滞納している保険料相当額を控除するものとする。

第 23 条 前条の規定にかかわらず、保険給付の一時差止め及び保険料への控除に関し、当該滞納者と合意が得られたときは、当該手続の期限を短縮し、保険給付の一時差止め及び保険料への控除をすることができる。

（一時差止めの解除）

第 24 条 一時差止めの対象となる滞納者が、第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当該滞納者に対し、一時差止めの決定を解除し、保険給付を行う旨を後期高齢者医療給付一時差止解除通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

（保険料への控除の解除）

第 25 条 保険料への控除の対象となる滞納者が、第 10 条第 1 項ただし書に該

当したときは、当該滞納者に対し、保険料への控除の決定を解除し、一時差止めている保険給付の額から滞納保険料の控除を行わない旨を後期高齢者医療保険料控除解除通知書（様式第 15 号）により通知するものとする。

#### 第 5 章 補則

##### （措置の猶予）

第 26 条 第 2 章から前章までに規定する措置の対象者のうち、滞納している保険料の一部を納付したうえ、当該保険料の残額についておおむね 1 年の間に納付する旨の分割納付誓約書が提出され、誠実に納付が履行されると認められる場合は、当該措置を猶予することができるものとする。

##### （その他）

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

短期保険証・資格証明書交付に係る調査書

島根県後期高齢者医療広域連合 課 調査 調査日 年 月 日  
 担当者

被保険者番号		被保険者氏名	
住 所			
滞納保険料	計	円	
滞納の状況		前年度以前滞納(納期到来後1年以上滞納者は除く)	
		納期到来後1年以上滞納	
交付する区分の判定			
前年度の状況			

滞納保険料については、 年 月 日現在。

市町村 課 調査 年 月 日 記入  
 担当者

	広域連合調査により判定された区分の(短期保険証・資格証明書)を交付。
	下記の事情により、(被保険者証・短期保険証)を交付。
<p>&lt; 事情 &gt;</p> <p>(1) 滞納している保険料を完納した。</p> <p>(2) 滞納している保険料の額が著しく減少した。                  (滞納している保険料の二分の一に相当する額以上の納付があったとき。)</p> <p>(3) 滞納している保険料の一部を納付したうえ、残額についておおむね1年間の間に解消される分割納付誓約書を提出し、誠実に納付すると認められる。</p> <p>(4) 納付計画に従った納付履行されており、積極的に納付相談・納付指導に応じている。</p> <p>(5) 災害その他政令で定める特別な事情が認められる。                  内容記載( )</p> <p>(6) その他( )</p>	

様

島根県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療来会のお知らせ

被保険者番号	
氏 名	
来会理由	

問い合わせ先

〒  
住 所  
電話番号

年度  
短期保険証・資格証明書交付台帳

対象被保険者 短期保険証・資格証明書の区分

被保険者番号				被保険者氏名			
住 所							
変更後住所1							
変更後住所2							
適 用 区 分	1.短期保険証	2.資格証明書	適用年月日	年	月	日	
	1.短期保険証	2.資格証明書	適用年月日	年	月	日	
	1.短期保険証	2.資格証明書	適用年月日	年	月	日	

世帯構成員の状況

世帯構成員氏名	被保険者との続柄	生年月日	備 考

短期保険証・資格証明書更新状況（有効期限が対応するように記入）

有効期限	10月末	1月末	4月末
更新日	月 日	月 日	月 日
更新者			
有効期限	7月末		
更新日	月 日		
更新者			

経過状況（短期保険証・資格証明書の適用区分、住所、氏名等に変更があれば記入）

/	
/	
/	
/	
/	

### 特別の事情に関する届出書

後期高齢者医療保険料を納付することができない特別の事情があるので、下記のとおり届け出いたします。

年 月 日

島根県後期高齢者医療広域連合長 様

届出人 住 所

氏 名

被保険者番号	
被保険者氏名	
後期高齢者医療保険料を納付することのできない理由	
1.被保険者又はその属する世帯の世帯主の財産に天災、盗難被害、その他の災害を受け、納付が困難。 種別 _____ 被災年月日 _____ 年 月 日 実質損害額 _____ 円	
2.被保険者又はその属する世帯の世帯主又はその者と生計を一にする親族 [ _____ ]が病気(負傷) 失職し納付が困難。 病名 _____ 医療費月額 _____ 円 入院・通院	
3.被保険者又はその属する世帯の世帯主が営む事業を廃止(休止)したため納付が困難。 事業名 _____ 休廃止年月日 _____ 年 月 日 休止理由 _____ 収入 _____ 円	
4.被保険者又はその属する世帯の世帯主が営む事業について、著しい損害を受けたため、納付が困難。 前年所得 _____ 円 実質損害額 _____ 円	
5.その他1~4に類する事由。 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 10px 0;"></div>	
添付書類：罹災証明書、盗難届の写し、診断書、廃業届の写し、所得税申告書の写し、その他これに類するもので証明できるもの。	

住居の状況	借家・アパート・間借り・同居・借地・持ち家	家賃(地代)	円
-------	-----------------------	--------	---

処理	認否	適用：
----	----	-----

様式第5号（第10条関係）

## 公費負担医療受給等に関する届出書

公費負担医療の受給対象者ですので、下記のとおり届出いたします。

年 月 日

島根県後期高齢者医療広域連合長 様

届出人 住 所

氏 名

連絡先電話番号（ ） -

1	公費負担医療等の受給対象者氏名	
2	公費負担医療等の名称	
3	公費負担医療等の受給者番号	
4	公費負担医療等の受給年月日	年 月 日
5	公費負担医療等の有効年月日	年 月 日
6	被保険者資格証明書番号	資 -

### 注意事項

1. 公費負担医療等は裏面のとおりです。
2. 公費負担医療等の受給者で受給者証のある方は、写しを添付してください。
3. 被保険者資格証明書の交付を受けていない方は、「6.被保険者資格証明書番号」欄には記入の必要はありません。

## 公 費 負 担 医 療 等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給

児童福祉法第 63 条の 3 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により障害児施設給付費等を支給することができる  
こととされた者に対する同法第 24 条の 20 第 1 項に規定する障害児施設医療費の支給

予防接種法第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号の医療費の支給

障害者自立支援法第 58 条第 1 項の自立支援医療費、同法第 70 条第 1 項の療養介護医療費又は同法第 71  
条第 1 項の基準該当療養介護医療費の支給

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 30 条第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関す  
る給付

麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 17 第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 20 条第 1 項第 1 号の医療費の支給

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条第 1 項又は第 37 条の 2 第 1 項の規定  
により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

石綿による健康被害の救済に関する法律第 4 条第 1 項の医療費の支給

沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第 3 条又は第 4 条の医療費の支給

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 14 条第 4 項の規定による高額療養費の支給

長期特定疾病（人工腎臓を実施している慢性腎不全、血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第 Ⅲ 因  
子障害又は先天性血液凝固第 Ⅲ 因子障害、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染  
を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）で、特定疾病療養受領証の交付を受けている場合に  
限る。）

平成 19 年 11 月 30 日厚生労働省告示第 397 号（高確法施行令第 14 条第 4 項の規定に基づく厚生労働大臣  
が定める治療及び疾病）

国民健康保険法施行規則第 5 条の 5 第 12 号の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付

- ・ 児童福祉法第 22 条第 1 項の助産の実施、同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置（知的障害児通園施設への入  
所措置を除く。）同条第 2 項の指定医療機関への委託措置若しくは同法第 33 条の一時保護に係る医療の  
給付又は児童福祉法施行令第 23 条の 2 第 2 項第 1 号の医療の給付若しくは同項第 2 号の医療に要する費  
用の支給
- ・ 身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の障害者自立支援法第 5 条第 5 項の厚生労働省令で定める施設又は指  
定医療機関における医療の給付
- ・ 昭和 48 年 4 月 17 日衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治  
療研究に係る医療の給付
- ・ 昭和 59 年 4 月 10 日衛発第 266 号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」  
による医療費の支給
- ・ 平成元年 7 月 24 日健医発第 896 号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業  
について」による治療研究に係る医療の給付
- ・ 平成 4 年 4 月 30 日環保業第 227 号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による  
療養費及び研究治療費の支給
- ・ 平成 15 年 6 月 6 日環保企発第 030606004 号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物  
による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給
- ・ 平成 17 年 5 月 24 日環保企発第 050524001 号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究  
事業について」による研究治療費の支給

## 決 定 書

届出人 住 所  
氏 名

上記届出人が 年 月 日付で届け出た後期高齢者医療保険料を納付することができない特別の事情の認否について、次のとおり決定します。

### 主 文

島根県後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して予定している措置を します。

### 特 別 の 事 情 の 要 旨

届出人は、特別の事情をもって、後期高齢者医療保険料を納付することができないと述べ、その事情として、

- 1.
- 2.
3. 以上のとおり、納付が困難であるから、措置の を求めると述べています。  
なお、届出人は、証拠として、 書 通を提出しました。

### 決 定 の 理 由

1. 特別の事情第1点については、 。
2. 特別の事情第2点については、 。
3. 以上のとおり、本件特別の事情に関する届出については、後期高齢者医療保険料の納付について、災害その他の政令で定める特別の事情 、滞納している保険料を納付できない正当な理由があると 、主文のとおり決定します。

年 月 日

島根県後期高齢者医療広域連合長 氏 名 印

## 決 定 書

弁明者 住 所  
氏 名

上記弁明者が 年 月 日付で提起した被保険者証の返還処分に係る弁明について、次のとおり決定します。

### 主 文

島根県後期高齢者医療広域連合が弁明者に対して予定している被保険者証の返還処分を  
します。

### 弁 明 の 趣 旨

弁明者は、弁明の趣旨として、島根県後期高齢者医療広域連合が予定している被保険者証の返還処分の を求めると述べ、その理由として、

- 1 .
- 2 .
- 3 . 以上のとおり、納付が困難であるから、その を求めると述べています。  
なお、弁明者は、証拠として、 書 通を提出しました。

### 決 定 の 理 由

- 1 . 弁明の理由第1点については、 。
- 2 . 弁明の理由第2点については、 。
- 3 . 以上のとおり、本件弁明は、後期高齢者医療保険料の納付について、災害その他の政令で定める特別の事情 、滞納している保険料を納付できない正当な理由があると 、主文のとおり決定します。

年 月 日

島根県後期高齢者医療広域連合長 氏 名 印

様

島根県後期高齢者医療広域連合長 氏 名 印

後期高齢者医療弁明の機会付与通知書

次のとおり弁明の機会を付与しますので、行政手続法第30条の規定により通知します。

被 保 険 者 番 号	
氏 名	
予定される不利益処分の内容	
処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	

注意

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、事実の内容について意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。
- 3 弁明をするにあたって、代理人を選任することができます。代理人を選任するときは、委任状その他これに準じる書面を提出してください。
- 4 正当な理由が認められたときは、口頭で弁明することができますので、上記の日時にご来庁ください。
- 5 病気やその他やむを得ない理由があり、期限までに提出できないときは連絡してください。

問い合わせ先

〒  
住 所  
電話番号

様式第8号（第12条関係）

弁 明 書

年 月 日

島根県後期高齢者医療広域連合長 様

弁明者 住 所

氏 名

連絡先電話番号（ ） -

平成 年 月 日付け 第 号で弁明を求められた事項について、次のとおり弁明します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
被保険者住所	
弁 明 理 由	



様

島根県後期高齢者医療広域連合長 氏 名 印

## 被保険者証返還命令の解除通知書

年 月 日付で通知した被保険者証返還命令を解除したので通知します。

### 記

#### 1 解除理由

- (1) 滞納保険料を完納した、又は滞納額が著しく減少した。
- (2) 納付計画に従った納付が誠意を持って履行され、今後も履行されると認められる。
- (3) 災害その他政令で定める特別な事情が認められる。
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる被保険者で適用除外に該当する。
- (5) その他 ( )

被保険者証 ( 又は短期保険証 ) を交付しますので、

課窓口までおいでくだ

さい。

様

島根県後期高齢者医療広域連合長 氏 名 印

## 被保険者資格証明書適用の解除通知書

年 月 日付で交付している被保険者資格証明書の適用を解除したので通知します。

### 記

#### 1 解除理由

- (1) 滞納保険料を完納した、又は滞納額が著しく減少した。
- (2) 納付計画に従った納付が誠意を持って履行され、今後も履行されると認められる。
- (3) 災害その他政令で定める特別な事情が認められる。
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる被保険者で適用除外に該当する。
- (5) その他 ( )

先に交付しました被保険者資格証明書を、 課窓口に戻還してください。代えて、被保険者証 ( 又は短期保険証 ) を交付します。

様

島根県後期高齢者医療広域連合長  
( 公印省略 )

### 後期高齢者医療給付一時差止通知書

後期高齢者医療の給付につきまして、あなたが納付すべき後期高齢者医療保険料が納付されておりませんので、下記のとおり支払いを一時差止めます。

差止事由に係る保険料を完納した場合は、一時差止している後期高齢者医療給付をお支払いしますので、後期高齢者医療保険料を直ちに納付して下さるようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 後期高齢者医療給付に係る給付

- 1) 被保険者番号
- 2) 被保険者氏名
- 3) 給付の種類
- 4) 給付の支給決定額 円
- 5) 上記のうち支払いの一時差止をする額

##### 2. 一時差止をする理由

- 1) 根拠法令  
高齢者の医療の確保に関する法律第 92 条第 1 項又は、  
高齢者の医療の確保に関する法律第 92 条第 2 項
- 2) 一時差止の原因となる事実  
滞納保険料の総額 円  
納期限 年 月 日

3. 後期高齢者医療保険料を納付することができないことについて、高齢者の医療の確保に関する法律において準用される特別の事情がある場合又は特別の事情を有することとなった場合は、直ちに、「特別の事情届出書」を提出してください。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、島根県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、島根県後期高齢者医療広域連合を被告( 代表者は、島根県後期高齢者医療広域連合長 )として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1 年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

〒  
住 所

電話番号

様

島根県後期高齢者医療広域連合長 氏 名 印

## 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 控 除 通 知 書

あなたの後期高齢者医療の保険給付につきまして、一時差止を行い、その後も納付をお願いしていたところですが、未だに後期高齢者医療保険料が納付されていません。

高齢者の医療に関する法律では滞納の方に対し、一時差止の対象となっている後期高齢医療給付費から滞納保険料を控除する措置が第 92 条第 3 項において定められています。したがって、同項に基づき、下記のとおり、あなたの一時差止となっている保険給付から保険料を控除することに決定しましたので通知します。

## 記

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

## 一時差止め給付の内容 ( A )

## 控除保険料 ( B )

診療年月	入外	種類	給付額 ( A )	相当年度	賦課年度	期別	保険料額 ( B )	納期限
年 月			円				円	年 月 日
年 月			円				円	年 月 日
年 月			円				円	年 月 日
年 月			円				円	年 月 日
年 月			円				円	年 月 日
年 月			円				円	年 月 日
年 月			円				円	年 月 日
年 月			円				円	年 月 日
年 月			円				円	年 月 日
年 月			円				円	年 月 日
年 月			円				円	年 月 日
給付額合計			円	控除保険料合計			円	

## 滞納保険料控除後の保険給付費支給額 ( A - B )

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、島根県の後期高齢者審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、島根県後期高齢者医療広域連合を被告 ( 代表者は、島根県後期高齢者医療広域連合長 ) として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1 年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

〒  
住 所

電話番号

様式第14号（第24条関係）

第 号  
年 月 日

様

島根県後期高齢者医療広域連合長 氏 名 印

後期高齢者医療給付一時差止解除通知書

年 月 日付け 第 号で通知した、後期高齢者医療給付一時差止についてその一時差止を下記のとおり解除し、保険給付を行うことを通知します。

記

1. 一時差止解除とする理由
2. 一時差止解除日 年 月 日
3. 一時差止解除に係る保険給付の額 円

問い合わせ先

〒  
住 所  
電話番号

様式第15号（第25条関係）

第 号  
年 月 日

様

島根県後期高齢者医療広域連合長 氏 名 印

後期高齢者医療保険料控除解除通知書

年 月 日付け 第 号で通知した、後期高齢者医療保険料控除についてその措置を下記のとおり解除したので通知します。

記

1. 保険料控除解除とする理由

2. 保険料控除解除日 年 月 日

問い合わせ先

〒  
住 所  
電話番号